

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除(中小企業投資促進税制)の拡充
2	対象税目	(国税 25・地方税 23(自動連動))(所得税:外、法人税:義、法人住民税:義、法人事業税:義) 【新設・ <u>拡充</u> ・ <u>延長</u> 】
3	租税特別措置等の内容	<p>《内容》</p> <p>中小企業者等が一定の設備投資を行った場合に、税額控除（7%）又は特別償却（30%）（上乗せ措置については、税額控除（10%）又は即時償却）の選択適用を認めるもの。</p> <p>本措置の対象設備に器具備品と建物附属設備を追加。上乗せ措置について「中小企業等経営強化法」に基づく措置へと見直し、適用期限を2年間延長する。</p> <p>《関係条項》</p> <p>所得税 租税特別措置法第10条の3 租税特別措置法施行令第5条の5 租税特別措置法施行規則第5条の8</p> <p>法人税 租税特別措置法第42条の6、第52条の2、第68条の11 租税特別措置法施行令第27条の6、第30条、第39条の41 租税特別措置法施行規則第20条の3、第22条の25</p>
4	担当部局	厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部生活衛生課 医政局総務課 社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 厚生労働省老健局振興課、高齢者支援課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成28年8月 分析対象期間:平成25年～平成31年
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>平成10年度 「総合経済対策」（平成10年4月）に伴う措置として創設</p> <p>平成11年度 1年間の延長及び対象設備等の拡充（普通貨物自動車：車両総重量8トﾝ以上→3.5トﾝ以上）</p> <p>平成12年度 1年間の延長（平成13年5月迄の適用期間の延長）</p> <p>平成13年度 10ヶ月の延長（平成14年3月迄の適用期間の延長）</p> <p>平成14年度 2年間の延長（平成16年3月迄の適用期間の延長）、対象設備（機械・装置）の取得価額の引き下げ</p> <p>平成16年度 2年間の延長（平成18年3月迄の適用期間の延長）、対象設備（器具・備品）の取得価額の引き上げ</p> <p>平成18年度 2年間の延長（平成20年3月迄の適用期間の延長）、一定のソフトウェアの追加、器具・備品の見直し（デジタル複合機の追加）</p> <p>平成20年度 2年間の延長（平成22年3月迄の適用期間の延長）</p>

			<p>平成22年度 2年間の延長（平成24年3月迄の適用期間の延長）</p> <p>平成24年度 2年間の延長（平成26年3月迄の適用期間の延長）、器具・備品及び工具の見直し（試験又は測定機器、測定工具及び検査工具の追加）</p> <p>平成26年度 3年間の延長（平成29年3月迄の適用期間の延長）、上乗せ措置部分の即時償却及び税額控除の拡充</p>
7	適用又は延長期間		平成30年度末まで
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>中小企業は地域の経済や雇用を支え、我が国経済全体を発展させる重要な役割を担っている。中小企業の設備投資を促進し、成長の底上げに不可欠な設備やIT化等に対する投資の加速化や生産性の向上を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>中小企業基本法では、「その経営基盤の強化に資するため、中小企業に対する投資の円滑化のための制度の整備、租税負担の適正化その他の必要な施策を講ずるものとする。」「国は、中小企業の情報通信技術の活用の推進を図るため、情報通信技術の活用に関する情報の提供及び情報通信技術の活用に必要な資金の円滑な供給その他の必要な施策を講ずるものとする」と定めている。</p> <p>また、GDP600兆円の実現に向けては、産業全体の7割超を占めるサービス業の生産性の向上を図り地域経済において好循環を生み出していくことが必要であり、経済財政運営と改革の基本方針2016等でもその必要性が記載されている。サービス業は地域経済の雇用を多く担っており、人口減が想定される中で、サービス業において生産性を向上し、雇用の確保や給与水準等を維持することは、地域経済の維持・拡大という側面から不可欠であり、また喫緊の課題である。</p> <p>「経済財政運営と改革の基本方針2016」</p> <p>(1)生産性革命に向けた取組の加速</p> <p>⑤ サービス産業の生産性向上</p> <p>雇用、GDPの7割超を占め、生産性向上の潜在可能性が高いサービス産業において、生産性革命を推進し、賃金引上げの環境を整備するとともに、労働力不足の克服を図る。</p> <p>(4)地方創生、中堅・中小企業・小規模事業者支援</p> <p>② 中堅・中小企業・小規模事業者支援</p> <p>中堅・中小企業・小規模事業者が第4次産業革命に対応できるよう、IT専門家の派遣等により、ICT投資やIT人材の育成を支援する。また、中小企業等経営強化法に基づく生産性向上に向けた取組等を推進するとともに、省エネ及び省力化投資への支援、国内外の販路開拓等の支援、経営相談支援体制の強化等を通じた収益力向上等による中小企業・小規模事業者の経営基盤強化を図る。</p> <p>「日本一億総活躍プラン」</p> <p>2. 一億総活躍社会の実現に向けた横断的課題である働き方改革の方向（同一労働同一賃金の実現など非正規雇用の待遇改善）</p>

		<p>また、GDP の7割を占めるサービス産業の賃金を改善していくためには、生産性向上が不可欠である。サービスの質を見える化し、トラック運送、旅館、卸・小売業などの分野で、業種の特性に沿った指針を策定し、法的枠組みに基づく税制や金融による支援を集中的に行うことにより、サービス業が適正な価格を課することができる取引慣行を確立する。</p> <p>5. 「戦後最大の名目 GDP600 兆円」に向けた取組の方向</p> <p>(1) 第4次産業革命</p> <p>第4次産業革命を我が国全体に普及させる鍵は、中堅・中小企業である。中堅・中小企業のニーズに寄り添い、現場目線で IT やロボットの導入が進められるよう支援する。</p> <p>(7) サービス産業の生産性向上</p> <p>サービス産業は我が国の GDP の約7割を占め、地域の雇用と経済も支えている。中堅・中小企業も多いサービス産業の生産性の向上無くして、国民一人一人が経済成長と地域社会の活力を実感はできない。トラック、旅館、卸・小売業等7分野等の生産性をデータ・IT の利活用や中小企業支援機関等の支援によって向上させる。</p> <p>(8) 中堅・中小企業・小規模事業者の革新</p> <p>中堅・中小企業・小規模事業者の活性化・生産性向上なしに、地域経済の活性化はない。地域の中核企業となる中堅企業等の世界市場への挑戦を後押しするとともに、中小企業等経営強化法に基づく事業分野別指針を活用して経営力の強化を図りつつ、中小企業支援機関等とも協力しながら、IT 利活用や省力化のための投資の促進など、中小企業・小規模事業者の実態を踏まえた生産性の向上を支援する。</p> <p>「日本再興戦略 2016」</p> <p>2. 未来投資に向けた制度改革</p> <p>我が国経済の好循環を確かなものとするためには、民間企業の知恵を最大限いかすことのできる環境を整備するとともに、民間の未来への投資を促すことが重要である。</p> <p>《KPI》今後3年間(2018 年度まで)のうちに、設備投資を年間 80 兆円程度に拡大させることを目指す。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること</p> <p>施策大目標 5 生活衛生の向上・推進を図ること</p> <p>施策目標 1 生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、増進を図ること</p>
	③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>中小企業の設備投資の活発化・加速化を支援することにより、生産性の向上等を進め、中小企業の経済活動の活性化を図る。</p> <p>近年の中小企業における設備投資動向を踏まえ、下記の①②③の指標を全て満たすことを目標とする。</p>

			<p>①設備投資対キャッシュフロー比率の向上 80%程度の水準まで改善させ、当該水準を維持する。</p> <p>②設備投資実施企業割合の向上 30%以上の水準を維持する。</p> <p>③生産・営業用設備 DI 設備の「過剰」と「不足」が拮抗している水準として、DI が±5 ポイント程度の水準を維持する。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>幅広い機械装置等を対象とした設備投資一般を促進することにより、中小企業の生産性の向上、成長力の底上げ、もって経済の活性化を図ることが出来る。</p> <p>上記達成目標を設定することで、設備投資が活発に行われているかどうか、一方で、過剰な設備投資が行われていないかを把握することが可能となり、それぞれの指標を満たすことで設備投資を通じた生産性の向上、経済の活性化に寄与するものである。</p>																																																				
9	有効性等	① 適用数等	<p>○適用件数及び適用額 (単位：件、億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 25</th> <th>26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>50,830</td> <td>61,538</td> <td>61,538</td> <td>61,538</td> <td>85,959</td> <td>85,959</td> <td>85,959</td> </tr> <tr> <td>適用額</td> <td>2,791</td> <td>3,486</td> <td>3,486</td> <td>3,486</td> <td>4,804</td> <td>4,804</td> <td>4,804</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成 25 年～平成 26 年 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書 平成 27 年以降の算定根拠については、別紙参照</p> <p>○利用業種</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>農林水産業</th> <th>鉱業</th> <th>建設業</th> <th>製造業</th> <th>卸売業</th> <th>小売業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>割合 (%)</td> <td>2.9%</td> <td>0.7%</td> <td>20.2%</td> <td>32.0%</td> <td>8.9%</td> <td>5.6%</td> </tr> <tr> <th>業種</th> <th>料理飲食旅館業</th> <th>金融保険業</th> <th>不動産業</th> <th>運輸通信公益事業</th> <th>サービス業</th> <th>その他</th> </tr> <tr> <td>割合 (%)</td> <td>0.6%</td> <td>0.8%</td> <td>0.7%</td> <td>11.1%</td> <td>15.7%</td> <td>0.8%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典) 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書</p>		平成 25	26	27	28	29	30	31	適用件数	50,830	61,538	61,538	61,538	85,959	85,959	85,959	適用額	2,791	3,486	3,486	3,486	4,804	4,804	4,804	業種	農林水産業	鉱業	建設業	製造業	卸売業	小売業	割合 (%)	2.9%	0.7%	20.2%	32.0%	8.9%	5.6%	業種	料理飲食旅館業	金融保険業	不動産業	運輸通信公益事業	サービス業	その他	割合 (%)	0.6%	0.8%	0.7%	11.1%	15.7%	0.8%
	平成 25	26	27	28	29	30	31																																																
適用件数	50,830	61,538	61,538	61,538	85,959	85,959	85,959																																																
適用額	2,791	3,486	3,486	3,486	4,804	4,804	4,804																																																
業種	農林水産業	鉱業	建設業	製造業	卸売業	小売業																																																	
割合 (%)	2.9%	0.7%	20.2%	32.0%	8.9%	5.6%																																																	
業種	料理飲食旅館業	金融保険業	不動産業	運輸通信公益事業	サービス業	その他																																																	
割合 (%)	0.6%	0.8%	0.7%	11.1%	15.7%	0.8%																																																	
		② 減収額	<p>○減収額 (単位：億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 25</th> <th>26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>611</td> <td>761</td> <td>761</td> <td>761</td> <td>1,063</td> <td>1,063</td> <td>1,063</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>79</td> <td>98</td> <td>98</td> <td>98</td> <td>137</td> <td>137</td> <td>137</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>44</td> <td>52</td> <td>52</td> <td>52</td> <td>73</td> <td>73</td> <td>73</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成 25 年～平成 26 年 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書 平成 27 年以降の算定根拠については、別紙参照</p>		平成 25	26	27	28	29	30	31	法人税	611	761	761	761	1,063	1,063	1,063	法人住民税	79	98	98	98	137	137	137	法人事業税	44	52	52	52	73	73	73																				
	平成 25	26	27	28	29	30	31																																																
法人税	611	761	761	761	1,063	1,063	1,063																																																
法人住民税	79	98	98	98	137	137	137																																																
法人事業税	44	52	52	52	73	73	73																																																
		③ 効果・税収減是認効果	<p>《効果》 中小企業の業況は持ち直しつつあるが、直近では弱い動きが見られており、売上高も伸び悩んでいる。また、円高の影響及び世界経済リスク等を背景として、先行きは不透明な状況にあり、マクロベースでの設備投資対キャッシュフロー比率は減少・横ばい傾向で、未だ積極的な設備投資までには至っていない状況。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">年・期</th> <th colspan="2">設備投資対キャッシュフロー比率</th> <th colspan="2">設備投資実施企業割合</th> <th colspan="2">生産・営業用設備判断 DI</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">25 年</td> <td>I</td> <td>53.7</td> <td rowspan="2">年間 平均値</td> <td>31.4</td> <td rowspan="2">年間 平均値</td> <td>6</td> <td rowspan="2">年間 平均値</td> </tr> <tr> <td>II</td> <td>55.6</td> <td>32.9</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>III</td> <td>55.4</td> <td>55.0</td> <td>33.9</td> <td>33.9</td> <td>3</td> <td>3.5</td> </tr> </tbody> </table>	年・期		設備投資対キャッシュフロー比率		設備投資実施企業割合		生産・営業用設備判断 DI		25 年	I	53.7	年間 平均値	31.4	年間 平均値	6	年間 平均値	II	55.6	32.9	5	III	55.4	55.0	33.9	33.9	3	3.5																									
年・期		設備投資対キャッシュフロー比率		設備投資実施企業割合		生産・営業用設備判断 DI																																																	
25 年	I	53.7	年間 平均値	31.4	年間 平均値	6	年間 平均値																																																
	II	55.6		32.9		5																																																	
	III	55.4	55.0	33.9	33.9	3	3.5																																																

	IV	55.4		37.2		0	
26年	I	54.9	年間 平均値	37.6	年間 平均値	-1	年間 平均値
	II	54.8		35.7		0	
	III	56.0	54.8	36.8	37.0	-1	-0.8
	IV	53.7		38		-1	
27年	I	55.4	年間 平均値	37.8	年間 平均値	-2	年間 平均値
	II	53.9		38.2		0	
	III	54.7	55.0	38.8	38.6	-1	-1.0
	IV	55.9		39.4		-1	

(出典) 財務省「法人企業統計」、日本政策金融公庫「全国中小企業動向調査」、日本銀行「短期経済観測調査(短観)」

《税収減を是認するような効果の有無》

税制措置による設備投資の押し上げ(下支え)効果の具体的な数値としては、税制措置があることによって約6割の企業の投資判断を後押しし、また、税制措置による税の減免(キャッシュフローの増加)分の使途としては、約2割が設備投資、約2.5割が雇用拡大・賃上げ等の再投資に回るとのアンケート結果がある。

(※中小企業庁委託調査のアンケート結果による)

また、本税制措置によって、新規創業の促進や労働所得の向上等を通じて、減収額に対して、少なくとも約1.3倍のGDP押し上げ効果が得られているとの試算がある。(※中小企業庁委託調査による試算)

拡充要望では、器具備品と建物附属設備を広く対象設備としており、これらはサービス業の設備投資において取得される割合が高いことから、サービス業の生産性の向上を図るためには不可欠な見直しである。

10 相当性 ① 租税特別措置等によるべき妥当性等

前向きな設備投資を行う中小企業を支援するため、設備投資初年度の税負担軽減による資金繰りの緩和や、特別償却(償却費用の前倒し)による投下資金の早期回収が可能となる税制措置を講じることは、設備投資を下支えするという短期的な効果のみならず、我が国経済の成長力を中長期的に維持していく上で必要である。

本特例措置では、中小企業の投資を幅広く支援するため、ほぼ全ての業種を対象として、機械装置全般、一定の器具備品、工具、ソフトウェア、普通貨物自動車、内航船舶を取得する場合(リースも含む)に適用を可能とする一方、取得価額要件(一定金額以上の設備投資を対象)の設定や、一部の資産について一定スペック以上のものに範囲を限定することにより、事業の高度化等に資する設備投資に照準を当てて支援を行うべく、制度設計がなされている。

拡充要望は、器具備品と建物附属設備を広く対象設備として追加し、上乗せ措置については、中小企業等経営強化法に基づく経営力向上設備への見直し等を行うことで、サービス業の生産性向上にも資する制度とするものである。

② 他の支援措置や義務付け等との役割

設備投資関連の税制として、商業・サービス業・農林水産業活性化税制がある。

商業・サービス業・農林水産業活性化税制は、消費税の引き上げも

		分担	踏まえ、中小商業・サービス業の経営の安定化・活性化の取組を支援することを目的としており、認定経営革新等支援機関等による経営改善指導に基づき設備を取得した場合に利用できる税制措置となっている。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本税制により中小企業の設備投資を促進することにより、中小企業の生産性の向上等を通じて、地域における雇用の維持・創出や取引先の拡大など、地域の経済の活性化に資する。
11	有識者の見解		—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 25 年 8 月

中小企業投資促進税制（適用件数見込み・減収額見込み推計）

1. 減収額見込み

（1）拡充分の減収額の推計

平成 26 年度 減収額 761 億円（租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書）

上記減収額より、中小企業実態基本調査及び内閣府「民間企業投資・除却調査」を用いて制度を見直した場合の増減収額を算出。

拡充分：▲421 億円（器具備品・建物附属設備の追加）

縮減分： 119 億円（上乗せ措置の見直し）

減収額：▲302 億円

（2）既存部分については、平成 26 年度実績と同等で推移すると仮定し、また拡充分についても平成 29 年以降同様と仮定して減収額を算出。

平成 25 年度	611 億円（平成 25 年度実績）
平成 26 年度	761 億円（平成 26 年度実績）
平成 27 年度	761 億円
平成 28 年度	761 億円
平成 29 年度	1,063 億円（761 億円 + 302 億円）
平成 30 年度	1,063 億円
平成 31 年度	1,063 億円

2. 適用件数見込み

（1）適用実態調査から 1 件あたりの減収額を算出。

減収額 特別償却 547 億円 ÷ 31,728 件 = 172.4 万円/件

税額控除 214 億円 ÷ 29,810 件 = 71.79 万円/件

減収額（拡充分） 特別償却 217 億円 ÷ 172.4 万円/件 = 12,591 件

税額控除 85 億円 ÷ 71.79 万円/件 = 11,830 件

計 24,421 件

（2）既存部分については、平成 26 年度実績と同等で推移すると仮定し、また拡充分についても平成 29 年以降同様と仮定して適用件数を算出

平成 25 年度	50,830 件（平成 25 年度実績）
平成 26 年度	61,538 件（平成 26 年度実績）
平成 27 年度	61,538 件
平成 28 年度	61,538 件
平成 29 年度	85,959 件（61,538 件（平成 26 年度実績） + 24,421 件）
平成 30 年度	85,959 件
平成 31 年度	85,959 件

3. 適用金額見込み

(1) 適用実態調査から適用額と減収額の割合を算出し、拡充したときの適用額を算出。

$$\begin{array}{l} \text{減収額 特別償却} \quad 547 \text{ 億円} \quad \div \quad \text{適用額} \quad 3,272 \text{ 億円} \quad = \quad 17.6\% \\ \text{税額控除} \quad 214 \text{ 億円} \end{array}$$

$$\begin{array}{l} \text{減収額 (拡充分) 特別償却} \quad 217 \text{ 億円} \quad \div \quad 17.6\% \quad = \quad \text{適用額} \quad 1,233 \text{ 億円} \\ \text{税額控除} \quad 85 \text{ 億円} \quad = \quad \text{適用額} \quad 85 \text{ 億円} \\ \text{適用額 計} \quad 1,318 \text{ 億円} \end{array}$$

(2) 既存部分については、平成 26 年度実績と同等で推移すると仮定し、また拡充部分についても平成 29 年以降同様と仮定して適用金額を算出

平成 25 年度	2,791 億円 (平成 25 年度実績)
平成 26 年度	3,486 億円 (平成 26 年度実績)
平成 27 年度	3,486 億円
平成 28 年度	3,486 億円
平成 29 年度	4,804 億円 (3,486 億円(平成 26 年度実績) + 1,318 億円)
平成 30 年度	4,804 億円
平成 31 年度	4,804 億円

4. 地方税減収見込み額

○現行措置部分の減収見込額

(1) 法人住民税の減収額

$$76,100 \text{ 百万円} (\text{※}1) \times 0.129 (\text{※}2) = 9,817 \text{ 百万円(A)}$$

(※1) 平成 26 年度の国税減収実績額 (適用実態調査)

(※2) 法人住民税率

(2) 法人事業税の減収額

$$54,700 \text{ 百万円} (\text{※}3) \times 0.067 (\text{※}4) = 3,665 \text{ 百万円(B)}$$

$$3,665 \text{ 百万円} \quad \times 0.432 (\text{※}5) = 1,583 \text{ 百万円(C)}$$

(3) 減収額合計

$$(A) 9,817 \text{ 百万円} + (B) 3,665 \text{ 百万円} + (C) 1,583 \text{ 百万円} = \underline{15,065 \text{ 百万円}}$$

(※3) 特別償却による所得の減収額

(※4) 外形外法人のみ適用される場合の法人事業税率 (地方法人特別税を含まない)

(※5) 外形外法人のみ適用される場合の地方法人特別税の税率

○拡充部分の減収見込額

(1) 法人住民税の減収額

$$30,200 \text{ 百万円} (\text{※}1) \times 0.129 (\text{※}2) = 3,896 \text{ 百万円(A)}$$

(※1) 拡充部分の国税減収見込額 算出根拠は上記参照

(※2) 法人住民税率

(2) 法人事業税の減収額

21,700 百万円 (※3) × 0.067 (※4) = 1,454 百万円 (B)

1,454 百万円 × 0.432 (※5) = 628 百万円 (C)

(3) 減収額合計

(A) 3,896 百万円 + (B) 1,454 百万円 + (C) 628 百万円 = 5,979 百万円

(※3) 特別償却による所得の減収額

(※4) 外形外法人のみ適用される場合の法人事業税率 (地方法人特別税を含まない)

(※5) 外形外法人のみ適用される場合の地方法人特別税の税率

○減収額合計

現行措置部分は平成 26 年度実績と同等と仮定し、また拡充部分についても平成 29 年以降同様と仮定して適用金額を算出。

平成 25 年度 12,315 百万円 (平成 25 年度実績)

平成 26 年度 15,065 百万円 (平成 26 年度実績)

平成 27 年度 15,065 百万円

平成 28 年度 15,065 百万円

平成 29 年度 21,044 百万円 (15,065 百万円 (平成 26 年度実績) + 5,979 百万円)

平成 30 年度 21,044 百万円

平成 31 年度 21,044 百万円

以上